

八幡市防災・市民広場整備事業

設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル募集要領

令和6年10月3日

八幡市総務部総務課

目 次

1. はじめに	1
2. 整備にあたっての基本的な考え方	1
(1) 事業の目的	1
(2) 防災・市民広場整備の基本方針	1
3. 本事業の概要	2
(1) 本プロポーザルの実施者	2
(2) 本プロポーザルの事務局	2
(3) 本事業の概要	2
(4) 関係書類等	4
4. 受注候補者の決定等の手続	5
(1) プロポーザル審査及び契約に係るフロー及びスケジュール	5
(2) 受注候補者の審査及び評価方法	5
(3) 「参加資格の確認」に関すること	5
(4) 第一次審査「書面審査」に関すること	6
(5) 第二次審査「技術提案審査」及び「技術者要件審査」に関すること	6
(6) 受注候補者等の決定に関すること	7
(7) 共通事項	7
5. 参加資格要件	8
(1) 参加者の構成等	8
(2) 単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件	8
(3) 業務別の参加資格要件	9
(4) 参加資格要件の概要	11
6. 参加表明及び第一次審査書類の作成及び手続要領	16
(1) 作成にあたっての基本的条件	16
(2) 入札参加資格審査申請について	16
(3) 参加表明及び第一次審査書類に関する質問の受付及び回答	16
(4) 参加表明及び第一次審査書類の体裁及び提出	17
(5) 参加表明及び第一次審査方法	17
7. 技術提案書の作成及び手続要領	17
(1) 作成及び提案にあたっての基本的条件	17
(2) 基本構想等に関する質問の受付及び回答	18
(3) 技術提案書の体裁及び提出	18
(4) 技術提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査	19

8. 技術提案書の評価方法	20
(1) 提案項目評価基準	20
9. 技術者要件審査申請書の作成及び手続要領	20
(1) 作成にあたっての基本的条件	20
(2) 技術者要件審査申請書の体裁及び提出	20
10. その他	20
(1) 現地見学会の開催について	20
(2) 本プロポーザル後の契約の予定	21
(3) その他	21

1. はじめに

新本庁舎の開庁に伴い役目を終えた旧本庁舎を解体するとともに、その跡地に市民の安心・安全と交流の場を提供するための『防災・市民広場』の整備を行うこととし、この度、八幡市防災・市民広場整備基本構想（以下「基本構想」という。）を取りまとめた。

この基本構想に基づき、新本庁舎、別館、分庁舎、母子健康センターでの業務、文化センターの利用を継続しながら、安全かつ円滑に旧本庁舎の解体、旧別館の解体、防災・市民広場の設計及び工事施工を一括して実施できる事業者を広く募り、実績、能力、適性、価格等を評価し、事業者を決定するために公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施する。

なお、本募集要領（以下「本要領」という。）は、本プロポーザルへの参加要件のほか、審査・評価方法及び手続等を定めるものである。

2. 整備にあたっての基本的な考え方

（1）事業の目的

八幡市旧本庁舎は昭和53年に建設され約40年超にわたって、八幡市行政の中心地としての役割を担っていた。老朽化が進むとともに、庁舎として目標とする耐震性能を保有していないことが判明し、それらの問題を解決するとともに庁舎の防災機能の強化と行政サービス機能の充実を図るため、新本庁舎が建設された。

本事業は、役割を終えた旧本庁舎を解体し、その跡地に市民の安心・安全と交流の場所となる『防災・市民広場』の整備を行うものである。

（2）防災・市民広場整備の基本方針

本整備は、かつて行政の中心であった旧庁舎跡地に、災害に対する万全の備えを施すための防災拠点となる『防災ひろば』を整備するとともに、市民交流と市民活動を育むためシビック交流拠点となる『市民ひろば』を構築し、「シビックプライド（愛着と誇り）」によるまちづくりの起点を形成するものである。整備に当たっての基本方針は以下のとおりとする。

ア 地域防災拠点となる『防災ひろば』

八幡市庁舎の敷地は、木津川・宇治川・桂川の合流地点に位置するため、南海トラフ地震や直下型地震のほか、河川の氾濫や浸水災害に対して、ハード及びソフト面での確実な対応が求められる。災害時の司令塔となる新本庁舎を軸に、旧本庁舎跡地に整備される「防災・市民ひろば」、文化センターが適切に役割を分担し、地域防災拠点を形成する。

また、災害対策を特別なものではなく、日常の一部として捉え、平時と災害時の両方に対応できるシームレスな広場を構築することで、地域防災力の向上を図り、安心・安全なまちづくりを強力に推進する。

イ シビック交流拠点となる『市民ひろば』

少子高齢化や高度情報化が進み、市庁舎が担う役割も変化していく中で、これからの市庁舎は、目的をもって訪れる役所から、市民が自由に集い、コミュニティ活動を育むパブリックな場所へと姿を変えていく必要がある。そのために、多様な市民が集い、それぞれに自分らしい時間を過ごすとともに新たな出会いを促進することで、人と人との結び付きを楽しむことができるシビック交流拠点となる魅力的な場所を創出する。

ウ 市民に親しまれる『やわたテラス』

旧本庁舎跡地に整備される「防災・市民ひろば」、新本庁舎の「エントランス」「市民プラザ」、さらに文化センターが一体となった『やわたテラス』（基本構想P.11を参照）を構築し、市民の憩いと活動の場とする。これを永年にわたって継承していくことで、市役所エリア全体が地域の未来を拓くまちづくりの拠点へと進化する。

3. 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

八幡市長 川田 翔子（以下「市長」という。）

(2) 本プロポーザルの事務局

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

八幡市総務部 総務課（以下「事務局」という。）

TEL：075-983-2115（直通） FAX：075-982-7988

E-mail：soumu@mb.city.yawata.kyoto.jp

(3) 本事業の概要

①名称

八幡市防災・市民広場整備事業（以下「本事業」という。）

②場所

八幡市八幡園内地内 他

③対象業務

本事業では次に掲げる業務を行う。

ア 設計業務

- ・建物整備
- ・広場整備
- ・新庁舎への連絡通路整備
- ・外構整備（駐車場整備を含む）

上記に係る基本設計及び実施設計

イ 工事監理業務

- ・解体工事（旧本庁舎、旧別館、渡り廊下、北側駐輪場）
- ・建物整備
- ・広場整備
- ・新本庁舎への連絡通路整備
- ・外構整備（駐車場整備を含む）

上記に係る工事の監理

ウ 工事

- ・解体工事（旧本庁舎、旧別館、渡り廊下、北側駐輪場）
- ・建物整備
- ・広場整備
- ・新本庁舎への連絡通路整備

- ・外構整備（駐車場整備を含む）

上記に係る工事

④要求水準

本事業の要求する水準は、要求水準書及び参考図による。これらは、市が要求する内容及び品質を満たすべき最低限の水準である。

⑤遵守すべき法令等

本事業の契約者（以下「受注者」という。）は、本事業実施において、関係法令等を遵守しなければならない。また、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、受注者の負担により当該許認可を取得しなければならない。

⑥調査等

本事業を実施するにあたり、必要となる調査（近隣家屋等調査は除く）等は受注者の負担とする。ただし、（２ 本事業の概要（４）①貸出資料）は活用することができる。

⑦来庁者及び近隣への配慮

工事は、以下の点に留意すること。

- ア 関係法令等を遵守し、来庁者の安全確保に万全を期するとともに、近隣、文化センター及び新本庁舎への騒音、振動及び塵埃等の影響を最小限に留めるように対策を講じること。
- イ 本事業に関連し、やむを得ない理由で、補償問題等が生じた場合には、受注者が誠意をもって解決にあたり、本事業の円滑な実施に努めること。
- ウ 周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、受注者が自らの負担により現況に復旧すること。

⑧整備対象施設と整備内容

本事業	旧本庁舎解体（アスベスト除去含む）、旧別館解体（アスベスト除去含む）、建物整備、広場整備、新本庁舎への連絡通路整備、外構整備（駐車場整備を含む）
-----	--

⑨本事業期間等

ア 本事業期間

本事業契約の議会の可決日から令和10年1月末日（提案により期間を短縮することは差し支えない。）

イ 業務別の完了期限

（a）設計業務（建築確認等許認可含む）

令和8年3月末日（施工に支障が無いと認められる場合は市と協議の上、延長可能とする。）

（b）解体工事・新築工事

令和9年12月末日

⑩本事業の上限提案価格（消費税及び地方消費税を含む額）

3,100,000,000円（設計・工事監理・工事費含む）

※提案価格は、上限提案価格の範囲内とする。

⑪最低制限提案価格

設定しない。

⑫支払い条件（八幡市財務規則の規定に基づく）

契約書案のとおりとする

事前に提出された事業計画に基づき支払い条件を決定する

ただし、支出上限額として下記の額を想定している。

- ・令和6年度 支出上限額 0円
- ・令和7年度 前金払 部分払
支出上限額 7億円
- ・令和8年度 前金払 部分払
支出上限額 8億円
- ・令和9年度 上限なし

※支出上限額は消費税及び地方消費税を含む額である。

※年度毎の支払いが可能である。

※令和7年2月上旬に仮契約を締結する。

※賃金又は物価の変動に対応するスライド条項を適用する。

※本プロポーザルにより決定された受注候補者は、本市との仮契約の締結前に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（4）関係書類等

技術提案書等については、次に掲げる資料を踏まえ作成すること。

また、本事業の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

①貸出資料について

ア 貸出資料

「別紙1 貸出資料一覧表」に記載の資料

イ 貸出期間

令和6年10月4日から令和6年10月24日まで

ウ 貸出及び提供場所

事務局にて各データを格納したDVD-Rの貸出及び提供を行う。

エ 借用及び取得方法

電子メールにて事務局へ貸出等の日時を予約のうえ、借用及び取得すること。

オ 貸出資料の返却

提案書の提出期限（令和7年1月15日）までに事務局まで返却すること。

②提供資料について

ア 提供資料

様式集1（参加表明及び第一次審査書類）

様式集2（技術提案書関係書類）

様式2-01 基本構想等に関する質問書

様式集3（技術者資格要件審査書類）

様式4 現地見学会参加申請書

イ 取得方法

電子データを下記ホームページより取得すること。

<https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000009834.html>

4. 受注候補者の決定等の手続

(1) プロポーザル審査及び契約に係るフロー及びスケジュール

(別紙 受注候補者の決定フローのとおり)

(2) 受注候補者の審査及び評価方法

①参加資格の確認

参加表明を行った事業者（以下「参加表明者」という。）について、事務局により参加資格の確認を行う。

②第一次審査（書面審査）

参加表明者について、評価委員会により審査を実施する。

○主な評価項目

I. 業務実施体制

③第二次審査

評価委員会において、参加表明者のうち参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された者（以下「有参加資格者」という。）から提出された提案書、提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査及び提案価格について総合的に審査、評価し、受注候補者及び第2位を特定する。

○提案における主な評価項目

I. 業務の実施体制及び実績等

II. 事業を円滑に進めるための体制と早期完成に向けた工夫

III. 設計提案

IV. 防災広場の提案

V. 市民広場の提案

VI. 工事における安全対策、騒音対策、利便性の確保

VII. 市内事業者の活用など地域貢献に向けた取り組み

○総合評価点が5割未満の場合は、受注候補者と認めない。

○有参加資格者が1者となった場合であっても、第二次審査を実施し、総合評価点が5割以上の場合は、受注候補者として特定の上、本事業契約締結に向けた交渉を行う。

(3) 「参加資格の確認」に関すること

①参加資格の確認

ア 本事業に参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。

イ 事務局は、参加表明者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、各参加表明者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

ウ 技術者については、第一次審査時に要件を満たす技術者の配置の可否のみを確認する。

エ 設計業務及び工事監理業務に関わる技術者については、第二次審査時に技術提案書とあ

わせて提出する技術者資格実績調書（設計業務及び工事監理業務）（様式3-02～3-07）において特定し、審査する。

オ 建設工事に関わる技術者については、技術者資格実績調書（建設工事）（様式3-09～3-13）において1又は複数以上提示し、契約時までに特定の上、市が指名した監督職員の承諾を得ること。

②参加資格の結果通知

結果は、第一次審査結果通知時に通知する。

（４）第一次審査「書面審査」に関すること

①第一次審査書類の確認

事務局は、参加表明者から第一次審査書類の提出を受けた際は、審査に先立ち、求める資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき審査書類が作成されているかを確認する。

②事業実施体制の評価

評価委員会は、別に定める評価要領により評価点を算出する。

③提案候補者の選定及び技術提案の要請

事務局による資格確認及び評価委員会による書面審査を行い、提案候補者の選定を行う。事務局は、当該結果に基づき、有参加資格者に技術提案書及び技術者資格要件審査申請書の提出要請を行う。

④第一次審査結果の通知

ア 審査の結果、有参加資格者に対しては、「参加資格適格通知書」を送付し、技術提案書及び技術者資格要件審査申請書の提出要請を行う。（令和6年11月8日（金）通知予定）

イ 提案候補者として選定されなかった者（参加資格を満たさない又は確認できない者）に対しては、その理由を明記した「参加資格不適格通知書」を送付する。

ウ 有参加資格者は、技術提案書（提案価格見積書及び提案価格見積書（内訳書）を含む）及び技術者資格要件審査申請書を提出することができる。

エ 参加資格不適格通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、任意様式により、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付時間は休庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

オ 上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

（５）第二次審査「技術提案審査」及び「技術者要件審査」に関すること

提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から「第二次審査」を行う。また、第一次審査時に実施しなかった技術者の資格や実績等の審査（技術者資格要件審査）もあわせて実施する。

①提案書類の確認

事務局は、有参加資格者から技術提案書及び技術者資格要件審査申請書の提出があった際は、技術事項及び価格事項の審査に先立ち、求める資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき技術提案書及び技術者資格要件審査申請書が作成されているかを確認する。

②技術者要件審査

事務局は、有参加資格者から技術者資格要件審査資料の提出があった際は、第一次審査に位置づけた資格及び実績要件を満たす技術者であるかを確認する。

③プレゼンテーション、ヒアリング要請

プレゼンテーション、ヒアリングの詳細については、技術提案書及び技術者資格要件審査申請書の確認後に別途送付する通知により示すこととする。

④技術事項及び価格事項の評価

別に定める評価要領により評価点を算定する。

⑤受注候補者及び第2位の特定

評価委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総合評価点が最も高い者を受注候補者に、次に高い者を第2位として特定し、評価委員会より市長に報告する。

(6) 受注候補者等の決定に関すること

①決定

市長は、評価委員会による受注候補者及び第2位の特定結果に基づき、受注候補者及び第2位を決定する。

②決定の通知

ア 審査の結果、決定された受注候補者等（受注候補者及び第2位をいう。以下同じ。）に対しては、その旨を書面（受注候補者には受注候補者決定通知書、第2位には第2位決定通知書）にて通知する。（令和7年1月31日（金）通知予定）

イ 受注候補者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面（受注候補者等に決定されなかった旨の通知書）にて通知する。

ウ 受注候補者等に決定されなかった旨の通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（A4版任意様式）により、市長に対し、その理由の説明を求めることができる。受付場所は、事務局とし、受付時間は、休庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に書面により行う。

(7) 共通事項

①事務局からの問い合わせ

提出された参加表明書及び第一次審査書類、技術提案書並びに技術者資格要件審査申請書に関し、事務局から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

②参加の辞退

有参加資格者は、技術提案書提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を参加辞退届出書（様式1-12）に記載し、事務局に持参または郵送すること。

③失格

参加表明者又は有参加資格者（企業体の構成員を含む）が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 評価委員会の委員に、本プロポーザルに関し、接触した場合または接触を求めた場合。

- イ 参加表明書提出日（以下「基準日」という。）から受注候補者等公表までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。
- ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。
- エ 不正行為その他、市長が不適切と判断した場合。

5. 参加資格要件

（１）参加者の構成等

本プロポーザルへ参加することができる者（以下「参加者」という。）は、本事業の実施を予定する以下のA・Bいずれかの場合とする。

A 自主的に結成した特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）

ただし、下記の「（３）業務別の参加資格要件②工事を行う者の参加資格要件」を満たす工事を行う代表者（以下「企業体代表者」という。）が、設計業務の協力を求めるため、「（３）業務別の参加資格要件①設計業務及び工事監理業務を行う者の参加資格要件」のAからEを満たす企業と結成する企業体に限る。

なお、八幡市建設工事請負業者指名に関する要綱（平成４年告示第40号）第３条第２項に定める市内業者（以下「市内業者」という。）に限り、工事施工の一部を行うため企業体に参画することが出来る。

B 単独企業

（２）単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件

参加者は、基準日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、基準日から受注候補者等公表までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ②本事業の公告の日から提案の特定の日までの期間に、京都府又は八幡市の指名停止措置を受けていないこと。
- ③市税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ⑤八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。
- ⑥⑤に該当する者の依頼を受けて参加する者でないこと。
- ⑦評価委員会の委員でないこと。
- ⑧評価委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。
- ⑨評価委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。
- ⑩本事業に係る発注支援業務を受託している日建設計コンストラクション・マネジメント株式

会社又はそれらの関係会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいう。）でないこと。

（3）業務別の参加資格要件

参加者のうち、設計業務、工事監理業務及び工事を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

①設計業務及び工事監理業務を行う者の参加資格要件

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 基準日時点において、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条 第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - イ 日本国内において、単独又は企業体の代表設計者として設計業務（工事監理業務を行う者については、設計業務を工事監理業務と読み替える。以下、同様とする。）を行い、平成25年4月1日以降に竣工した延床面積200㎡以上の不特定多数の人が利用する施設（広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築または増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）の設計に関する実績を有すること。なお、新築及び増築の定義は、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）によるものとする。
 - ウ 基準日時点において、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。
 - a 管理技術者及び建築担当主任技術者
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 本業務に専任で配置できること。
 - (ウ) 平成25年4月1日以降、イに記載の建築設計に従事した実績があること。
 - b 構造担当主任技術者
 - (ア) 構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 平成25年4月1日以降、イに記載の構造設計に従事した実績があること。
 - c 電気設備担当主任技術者
 - (ア) 建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 平成25年4月1日以降、イに記載の設備設計に従事した実績があること。
 - d 機械設備担当主任技術者
 - (ア) 建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門または衛生工学部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 平成25年4月1日以降、イに記載の設備設計に従事した実績があること。
 - e ランドスケープデザイン技術者
 - (ア) 登録ランドスケープアーキテクトの資格を有すること。
- なお、登録ランドスケープアーキテクトの資格を有する者は、「一般社団

法人ランドスケープコンサルタンツ協会」の下記HPに掲載されている。

[https://www.cla.or.jp/wp-](https://www.cla.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/RLA_meibo20240415.pdf)

[content/uploads/2024/04/RLA_meibo20240415.pdf](https://www.cla.or.jp/wp-content/uploads/2024/04/RLA_meibo20240415.pdf)

(イ) 平成25年4月1日以降、対象面積500㎡以上の広場または公園整備のランドスケープデザインに従事した実績があること。

エ 参加型ワークショップ等の開催実績を有する者

※c又は、dのいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。又は、参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が設備設計の法適合確認を行えるものであること。

※b、c、d、e及びエは、協力会社の技術者の配置も可とする。協力会社は、ア～エまでの参加資格要件に関わらず、本業務の参加資格を有さなくともよい。

②工事を行う者の参加資格要件

ア 基準日時点において、建築一式工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第 27 条の23 第1項に規定する経営事項審査における総合評定値（P）が次に示す点数以上の者であること。

工事種類	建設業許可	総合評定値（P）
建築工事一式	特定	1,400 点以上

イ 単独又は企業体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注し、平成25年4月1日以降に竣工した延床面積1,000㎡以上の施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設）の新築又は増築に関する実績を有すること。

※ 公共施設とは、国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社が発注する施設。

ウ 単独又は企業体の代表構成員として、平成25年4月1日以降に完了したアスベスト含有材を含む施設の解体に関する実績を有すること。（旧本庁舎と同規模程度が望ましい。）

エ 基準日時点において、参加者の組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。

a 監理技術者

(ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

(イ) 本業務に専任で配置できること。

(ウ) 平成25年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注し竣工した延床面積1,000㎡以上の施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号、第七号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設）の新築又は増築の工事に従事した実績があること。

(エ) 平成25年4月1日以降にアスベスト含有材を含む施設の解体に従事した実績があること。（旧本庁舎と同規模程度が望ましい。）

b 建築担当主任技術者及び現場代理人

(ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有していること。

(イ) 本業務に専任で配置できること。

(ウ) 平成25年4月1日以降、a (ウ) (エ) の建築工事に従事した実績があること。

(エ) 現場代理人は監理技術者又は建築担当主任技術者を兼ねることができる。

c 電気設備担当主任技術者

一級電気工事施工管理技士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士であること。

d 機械設備担当主任技術者

一級管工事施工管理技士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士であること。

(4) 参加資格要件の概要

上記 (1) から (3) に掲げた参加資格要件の概要は、次表のとおりである。

参加資格要件の概要

		設計及び工事監理業務に係る要件		工事に係る要件	
企業（単独又は企業体）の要件	資格	事務所 登録	一級建築士事務所	総合 評定値 (P)	建築一式工事 1,400 点以上
				建設業 許可	特定建設業
	業務・工事実績①	実績対象 業務	日本国内において、平成 25 年 4 月 1 日以降に竣工 した新築又は増築（※1） に係る設計	実 績 対 象 工 事	日本国内において、平成 25 年 4 月 1 日以降に竣工した新築又は増築 （※1）に係る工事
		受注形態	単独又は企業体の 代表設計者	受注形態	単独又は企業体の 代表構成員
		規模	延床面積 200 m ² 以上	規模	延床面積 1,000 m ² 以上
		用途	不特定多数の人が利用す る施設（広場または公園 に付随する施設が望まし い）	用途	平成 31 年国土交通省告示 第 98 号別添二第四号、第八号、第 十号又は第十二号の公共施設
	業務・工事実績②			実 績 対 象 工 事	日本国内において、平成 25 年 4 月 1 日以降に従事したアスベスト含 有材を含む施設の解体工事
				受注形態	単独又は企業体の 代表構成員
				規模	旧本庁舎と同規模程度が望ましい
				用途	問わない

設計及び工事監理業務に係る要件				工事に係る要件		
各技術者等の要件 ※2	管理技術者	資格	一級建築士	監理技術者	資格	一級建築施工管理技士又は一級建築士、工事監理技術者資格証の交付を受け監理技術者講習を修了
		業務実績	平成 25 年 4 月 1 日以降、日本国内において延床面積 200 ㎡以上の不特定多数の人が利用する施設（広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築又は増築に係る設計に従事		業務実績	参加者組織と 3 ヶ月以上の雇用関係 平成 25 年 4 月 1 日以降、日本国内において延床面積 1,000 ㎡以上の告示第 98 号別添二第四号、第七号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設の新築又は増築工事、及びアスベスト含有材を含む施設の解体工事（監理技術者又は主任技術者）に従事
	建築担当主任技術者	資格	一級建築士	建築担当主任技術者及び現場代理人	資格	一級建築施工管理技士又は一級建築士
		業務実績	平成 25 年 4 月 1 日以降、日本国内において延床面積 200 ㎡以上の不特定多数の人が利用する施設（広場または公園に付随する施設が望ましい）の新築又は増築に係る設計に従事		業務実績	参加者組織と 3 ヶ月以上の雇用関係 平成 25 年 4 月 1 日以降、日本国内において延床面積 1,000 ㎡以上の告示第 98 号別添二第四号、第七号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設の新築又は増築、及びアスベスト含有材を含む施設の解体工事（監理技術者又は主任技術者）に従事 現場代理人は監理技術者又は建築主任技術者を兼ねることができる

設計及び工事監理業務に係る要件			工事に係る要件		
各技術者等の要件 ※2	構造担当主任技術者	資格 ※4			
		業務実績			
	電気設備担当主任技術者	資格 ※3 ※4	電気設備担当主任技術者	資格	一級電気工事施工管理技士、技術士（電気電子）又は設備設計一級建築士
		業務実績		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係
	機械設備担当主任技術者	資格 ※3 ※4	機械設備担当主任技術者	資格	一級管工事施工管理技士、技術士（機械または衛生工学）又は設備設計一級建築士
		業務実績		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係

設計及び工事監理業務に係る要件				工事に係る要件
各技術者等の要件 ※2	ランドスケープデザイン技術者	資格 ※4	登録ランドスケープアーキテクト	
		業務実績	平成25年4月1日以降、対象面積500㎡以上の広場または公園整備のランドスケープデザインに従事した実績	

※1：新築及び増築の定義については、建築基準法の規定によるものとする。

※2：設計業務、工事監理業務及び工事における各技術者について、第一次審査時に技術者配置の可否についての確認を行い、第二次審査として設計に係る技術者個々の資格実績等の審査（技術者要件審査）を行う。

※3：電気設備担当又は、機械設備担当のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。又は、参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が設備設計の法適合確認を行えるものであること。

※4：構造担当、電気設備担当、機械設備担当、ランドスケープデザイン技術者は、協力会社の技術者の配置も可とする。

6. 参加表明及び第一次審査書類の作成及び手続要領

(1) 作成にあたっての基本的条件

本要領及び基本構想等を熟読のうえ、参加表明及び第一次審査書類を作成すること。

(本要領「5. 参加資格要件」を満たしていること)

(2) 入札等参加資格審査申請について

八幡市の競争入札等参加資格を有していない業者は、入札等参加資格審査申請書(様式1-14-1または1-15-1)を用いて入札等参加資格審査申請を行うこと。申請にあたっては下記の書類を準備のこと。

① 工事を行うもの

- ・入札等参加資格審査申請書(様式1-14-1)
- ・総合評定値通知書
- ・建設業許可通知書又は建設業許可証明書
- ・商業登記簿謄本(個人事業主の場合、代表者身元(分)証明書)
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・使用印鑑届兼委任状(様式1-14-2)

② 設計業務及び工事監理業務を行う者

- ・入札等参加資格審査申請書(様式1-15-1)
- ・登録証明書等
- ・財務諸表
- ・商業登記簿謄本(個人事業主の場合、代表者身元(分)証明書)
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・使用印鑑届兼委任状(様式1-15-2)

(3) 参加表明及び第一次審査書類に関する質問の受付及び回答

①提出期間(休庁日を除く)

令和6年10月4日(金)から10月10日(木)午後4時まで

②提出場所

事務局

③提出方法

参加表明に関する質問書(様式1-10)により、参加表明及び第一次審査書類の作成に係る質問に限定し、PDF形式に変換せず、Microsoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。

なお、電子メールの件名は、「八幡市防災・市民広場整備事業質問書 参加表明質問(法人名)」とし、電話にて事務局に受信の確認を行うこと。

また、送信及び提出するMicrosoft社製ソフトウェアにより作成した電子データについては、事務局ではMicrosoft Office2019を使用し確認等を行うので留意すること。(Microsoft社製の電子データについては、以下同様)

④回答

令和6年10月17日（木）午後5時までに、下記ホームページ内に掲載する。また、回答書は、本要領の追加又は修正とみなす。

<https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000009834.html>

（４）参加表明及び第一次審査書類の体裁及び提出

①体裁及び書式

ア 取得した電子データを使用し、様式集1（参加表明及び第一次審査書類）に示された順番に綴り、それぞれにページを付して、ホチキス留めはせず、左側1箇所をダブルクリップで留めること。

イ 特定建設工事共同企業体協定書が必要な場合の留意点

（ア）企業体により参加する場合には、八幡市防災・市民広場整備事業特定建設工事共同企業体協定書（案）（様式1-11）を参考にして作成し、その写しを提出すること。

（イ）前記の協定書（案）第8条における分担工事額は、価格提案書（様式2-06）及び提案価格見積書（様式2-07）に記載する金額と、大きな差異を生じないこと。

②提出期間

令和6年10月23日（水）から同年10月24日（木）午後4時まで

③提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

④提出場所

事務局

⑤提出部数

正1部 副1部 計2部及びDVD・R 1部

DVD・Rには、提出書類の電子データを格納すること。また、DVD・Rへの格納条件は次のとおりとする（DVD・Rの提出方法は以下同様とする。）

1）DVD・R：Windows フォーマット

2）使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft社製のWord、Excel。その他図面等は、PDF形式。

3）ウイルスチェック：DVD・Rはウイルスチェックを行ってから提出すること。

（５）参加表明及び第一次審査方法

本要領「４．受注候補者の決定等の手続」を参照のこと。

7．技術提案書の作成及び手続要領

（１）作成及び提案にあたっての基本的条件

①作成にあたっての基本条件

基本構想等に示す機能等を満たすとともに、その基本理念を尊重し提案書を作成すること。

②提案にあたっての基本条件

ア 技術提案にあたっては、機能面、価格面及び基本構想等を総合的に検討し提案を行うこと。

ただし、当該提案が本市及び防災・市民広場整備事業において市の利益になると認め難い場合は、その提案を採用しない。

- イ 技術提案内容については、契約後において、発注者と受注者との協議により採用されないことがある。なお、提案が採用されなかった場合も、原則として事業費の増額は認めない。

③参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 参加資格がない者による提案
- イ 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- ウ 提出書類の記載事項が不明なもの、又は、記名・押印のない提案
- エ 書類が不足している提案
- オ 要求したもの以外の書類及び図面等
- カ 提案者が2つ以上の提案書を提出した提案
- キ 提案者が他の提案者の代理をした提案
- ク その他参加に関する条件に違反した提案

(2) 基本構想等に関する質問の受付及び回答

①提出期間（休庁日を除く）

令和6年11月11日（月）から同年11月15日（金）午後4時まで

②提出方法

基本構想等に関する質問書（様式2-01）により、PDF 形式に変換せず、Microsoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、電子メールの件名は、「八幡市防災・市民広場整備事業 基本構想等に関する質問書（法人名）」とし、電話にて事務局に受信の確認を行うこと。

③提出場所

事務局

④回答方法

令和6年11月29日（金）午後5時までに、有参加資格者（回答の予定日時までに、参加辞退届出書を提出した者を除く）へ電子メールの添付ファイルとして回答する。

(3) 技術提案書の体裁及び提出

①体裁及び書式

- ア 取得した電子データを使用し、様式集2（技術提案関係書類）に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い、価格提案書（様式2-06）及び提案価格見積書（内訳書）（様式2-07）を除き綴ること。技術提案書は、用紙の大きさをA3版（計6枚）（様式2-03から2-05まで）とすること。また、それぞれにページを付して、ホッチキス留めはせず、フラットファイルへ綴ること。
- イ A3版様式はA4版様式の大きさに折り込むこと。
- ウ 技術提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。
- エ 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること（主たる文章は11pt以上を基本とする）。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

オ 用紙の余白は、左右、最低10mm 以上は確保の上、枠は削除してよいものとする（ページ番号は除く）。

カ 価格提案書及び提案価格見積書（内訳書）については、別に定める封入要領書（様式2-08）に従い封入し、事業名、提案価格見積書在中である旨及び単独名及び企業体名を明記して1部提出すること。

キ 提案価格見積書（内訳書）については、想定可能な範囲で中項目程度以上まで明記の上、提出すること。

ク 提出した価格提案書及び提案価格見積書（内訳書）の訂正はできない。

②提出期間

令和7年1月14日（火）から同年1月15日（水）午後4時まで

③提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

④提出場所

事務局

⑤提出部数

正1部 副15部 計16部及びDVD-R 2部

DVD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

※正のみ会社名を記載し、副へは「参加資格適格通知書」に記載された番号を指定箇所に記載すること。

（４）技術提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査

①本審査は非公開とする。

②本審査への出席者は、5名以内とする。

③本審査の順番は、技術提案書提出時に希望を聞き取り、事務局にて調整する。

④本審査は令和7年1月29日（水）に実施予定であり、場所、時間、留意事項等については別途事務局より通知する。

⑤プレゼンテーションは、技術提案書の内容とし、各提案者において用意したパソコンを用いて説明すること。ただし、技術提案書に記載された文章、表、イメージスケッチ、略図等の範囲であれば、模型、拡大用紙（パネル）、動画を使用することができる。なお、事務局において用意する備品については、以下のとおり。また、プレゼンテーション資料の印刷物（カラーA4サイズ）を当日、15部持参のこと。

・モニター

・接続ケーブル HDMIケーブル、RGBケーブル

※HDMIケーブルまたはRGBケーブルを差し込むことができるパソコンを持参のこと。

⑥本審査に出席しない場合は、受注意意がないものとみなし失格とする。

⑦本審査は、各提案者40分程度とし、その内、提案者からの説明は20分程度とする。ただし、有参加資格者数が少ない場合、それぞれ5分程度増加する場合があります、別途事務局より通知する。

⑧審査に際し、必要があると認めるときは、技術提案書の内容について追加の説明や資料を求める場合がある。

8. 技術提案書の評価方法

(1) 提案項目評価基準

技術事項及び価格事項に係る評価は、第二次審査にて行う。提案者より提出された技術提案書等及びそれに基づくプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容により評価する。評価委員会委員の評価は、別紙「設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル評価要領」に基づき、技術事項の面から行う。

9. 技術者要件審査申請書の作成及び手続要領

(1) 作成にあたっての基本的条件

第一次審査時に実施しなかった技術者の資格や実績等の審査を実施するものであり、本要領「5. 参加資格要件」を満たす配置技術者の実績等について記載のうえ審査を申請すること。

(2) 技術者要件審査申請書の体裁及び提出

① 体裁及び書式

様式集3（技術者資格要件審査書類）の技術者要件審査申請書（様式3-1）に添付資料を添え、左側1箇所をダブルクリップで留めること。

② 提出期間

令和7年1月14日（火）から同年1月15日（水）午後4時まで

※技術提案書とあわせて提出すること。

③ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

④ 提出場所

事務局

⑤ 提出部数

正1部 副1部 計2部及びDVD・R 1部

DVD・R には、提出書類の電子データを格納すること。

10. その他

(1) 現地見学会の開催について

本プロポーザル公告後、下記要領にて現地見学会を開催する。参加にあたっては、「現地見学会参加申請書」を提出のこと。

① 開催日時

令和6年10月15日（火）及び21日（月） 午前10時から

※両日の参加を可とする。

② 見学可能範囲

旧本庁舎内部、旧別館内部、新本庁舎内部（セキュリティ範囲外に限る）、その他市担当者が許可した場所

※本事業対象範囲外の市保有施設で見学希望があれば申し出ること。

③現地見学会申請書提出締切

令和6年10月10日（木）午後4時まで

④現地見学会申請書提出方法

PDF 形式に変換した「現地見学会参加申請書」の電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、電子メールの件名は、「八幡市防災・市民広場整備事業 現地見学会参加申請（法人名）」とし、電話にて事務局に受信の確認を行うこと。

（2）本プロポーザル後の契約の予定

- ①速やかに事業費見積書を市長に提出する。当該見積書の額については、先に提出した価格提案書の額以下とする。
- ②市長は、受注候補者が資格要件を満たさなくなった場合及びその他理由において受注候補者との事業契約が締結できない場合は、当該受注候補者の受注候補権を取り消し、第2位を受注候補者とし契約交渉を行う。受注候補者は、事業契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、市長に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。
- ③受注候補者は、受注候補者決定通知を受けた日から令和7年2月7日（金）までに仮契約を締結しなければならない。仮契約の成否は、八幡市議会の議決（可決）を要する。
- ④③に基づき締結した仮契約について、八幡市議会において否決された場合、その契約は無効とする。なお、その決定に際して発注者は契約者に対して一切の責めを負わないものとする。

（3）その他

- ①参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ②第二次審査を受けた事業者に対し、技術提案書作成にかかる費用として報償費を支払うものとする。
- ③提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い
 - ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
 - イ 提出された書類の著作権は、参加表明者又は有参加資格者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、事業者の選定にかかわる公表以外には、無断で使用しない。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本事業の選定結果の公表以外には無断で使用しない。
 - ウ 第二次審査結果については、八幡市ホームページにおいて下記内容等を掲載する。
 - (ア) 参加資格者名
 - (イ) 有参加資格者名（一次審査通過者）
 - (ウ) 受注候補者の提案者名、特定の理由
 - (エ) 評価点一覧表（提案者名は伏せることとする）
- ※ 第二次審査で受注候補者に特定された者の技術提案書（様式2-03～05）については、受注候補者特定後の一定の期間、本市ホームページ等で公表する。（一部、個人名等を伏せる等の加工を行うことがある。）
- エ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。
- オ 提出書類については、八幡市情報公開条例（平成16年八幡市条例第16号）の規定に基づく情報公開請求があった場合には公開する。なお、提案事業者の競争上の地位、利益を

害すると認められる情報については、非公開となる場合がある。その際は、該当すると考えられる部分について予め文書により申し出ること。

カ オの規定に関わらず、受注者の技術提案書は市議会等への説明に使用し、八幡市のホームページに公表する。（後日、必要な提出書類について、電子データの提出を求める場合がある。）

④記載内容の変更について

ア 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

イ 配置予定技術者（以下「配置予定者」という。）は、原則として、本事業が終了するまで変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気入院及び死亡等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、市長が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

⑤技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、事務局の了解なく公表及び使用してはならない。

⑥技術提案の履行について

事業者は、技術提案書等の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（市に不利益となる技術提案書の提案事項を除く）。また、事業者の責に帰することのできない事情により技術提案書等の提案事項が達成できない場合は、市長と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

履行できない場合は、契約書に基づき、違約金の対象とする。なお、技術提案書等の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

⑦完成検査等について

ア 事業者による検査（工事監理業務における検査を含む）

（ア）事業者は、自らの責任及び費用において、検査及び設備等の試運転等を実施する。

（イ）事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査、その他関係法令で必要とされる検査等を受け、検査済証等の交付を受けるものとする。

（ウ）事業者は、必要に応じて各種試験（化学物質の室内濃度測定を含む。）を実施する。

（エ）検査及び設備等の試運転の実施については、監督職員に書面で通知すること。

（オ）監督職員は、事業者が実施する検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。

イ 監督職員による検査

監督職員による具体的な検査方法等については、監督職員の指示による。

ウ 市による検査

（ア）市は、事業者（工事監理者含む）及び監督職員の立会いのもとで、完成検査等を実施する。

（イ）完成検査等の具体的な方法等については、市の指示による。

別紙 受注候補者の決定フロー

